平成２３年（フ）第４０号
徳島県海部郡海陽町大里字松原53番地40
債務者　西沢マサ子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第３号
徳島県三好市池田町ウエノ2705番地３
債務者　西岡　達夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第２号
愛媛県宇和島市中沢町１丁目３番27号
債務者　上田　隆雄
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３号
愛媛県宇和島市中沢町１丁目３番27号
債務者　上田　茂美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７３号
福岡県八女市国武546番地３
債務者　牛島知恵美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第７０号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目３番７号A107
債務者　西嶋　正信
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２号
北九州市門司区大里原町５番30号　コーポ木村
債務者　田中　初恵
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目16番２―203号
債務者　くすりのはやしこと　林　　政朋
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４号
北九州市門司区新原町７番28―204号岸本美子方
債務者　平本　徹也
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９６号
北九州市小倉南区上葛原１丁目６番21号
債務者　岡田　大作
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１２号
北九州市小倉北区高峰町３番７―201号
債務者　吉岡　鎭雄
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６号
長崎県対馬市峰町三根３番地31
債務者　荒木　一夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第２号
長崎県対馬市厳原町小茂田765番地
債務者　三宅　　安
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第６号
宮崎県日南市大字大窪4667番地
債務者　安田　貞雪
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第７号
宮崎県日南市大字益安753番地１
債務者　藤原　利江
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第８号
宮崎県日南市今町２丁目４番６号
債務者　内村けい子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
宮崎県えびの市大字岡松1361番地
債務者　伊作ノリ子（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部